

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在のC連合会に採用され、森林整備作業員として山林内の整備業務に従事していたところ、同年〇月〇日、道路の法面で足を滑らせ転落し、頸部及び腰部等を負傷した。

請求人は、同月〇日、D整形外科に受診し「頸部、腰部、右股関節挫傷」と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日、治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）に該当しないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、再審査請求の理由として、頸部の疼痛が障害等級14級に該当する旨主張している。

請求人の主張をふまえ、当審査会において、改めて医証を含め一切の記録を精査するも、請求人が訴える頸部の疼痛をもたらすと推認される頭部については、神経学的異常を認めるとする何らの医学的所見も存在しない。したがって、当審査会としては、請求人の頸部の疼痛について、障害等級に該当する障害があると認めることはできないものと判断する。

なお、そのほか請求人が訴える腰部及び右股関節に残存する障害についても再度検討したが、決定書理由第2の2の(2)に説示するとおりであり、障害等級に該当する障害と認めることはできないものと判断する。

3 以上のとおりであるので、請求人に残存する障害の程度は障害等級に該当するものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。